

第2部 京都府環境行政を巡る情勢

第1章 法制度等の動き

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会を基本とする事業活動や、日常生活に伴う環境負荷の増大に起因するところが多く、現在の社会経済のあり方そのものや、ライフスタイルの変革が不可欠となっています。

このため、国においては、環境への負荷の少ない持続可能な社会への転換を進めていくための法制度の整備等が進められてきています。特に、12年の循環型社会形成推進基本法の制定を契機に、建設廃棄物や食品廃棄物、**グリーン購入***等に係る新たな法律が制定され、その後も自動車リサイクル法が制定されるなど、関係法令の整備が行われました。15年3月には同基本法に基づいて、循環型社会への道筋を示した循環型社会形成推進基本計画が策定されています。

循環型社会の形成のためには、社会経済システムの変革と一人ひとりの意識・行動の変革が同時に進められることが重要です。こうした中で、国では環境と経済の統合を目指した取組や、地域環境力を重視した取組が進められています。また、国民一人ひとりの自発的・積極的な環境保全活動の促進を目的として、15年7月に制定された環境保全活動・環境教育推進法が16年10月に完全施行されました。

税制面では、13年度から自動車税制のグリーン化（自動車税及び自動車取得税について、環境負荷の小さい自動車を購入する場合は軽課、環境負荷の大きい場合は重課）が行われています。

また、環境税（炭素税）についても、中央環境審議会等での検討が本格化しています。環境税には、二酸化炭素の排出量に応じ、工場や企業、家庭などから幅広く負担を求めることにより、広く国民に対し温暖化対策の重要性についての認識を促し、ライフスタイルやワークスタイルの変革を促進する「アナウンスメント効果」をはじめ、課税に伴う化石燃料の価格上昇による省エネ製品への買い換えや化石燃料の節約等を促す「価格効果」、税収を幅広い地球温暖化対策に活用できる「財源効果」の3つの効果があるとされています。現在、イギリスやデンマークなど欧州各国で導入されており、日本においても、国の**京都議定書***目標達成計画で真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると位置付けられていますが、導入に対しては、産業界を中心に、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを懸念する声も多く、引き続き国民や事業者などの理解と協力を得ながら検討を進めることとされています。

その他、都道府県を中心に、地方分権一括法で新設された法定外目的税を、環境政策面で活用しようとする動きが活発化しています。府においても、学識経験者も含めた「環境と産業活動に関する研究会」を設置して検討を行った結果、16年3月に府産業廃棄物税条例を制定し、17年4月から施行しました。全国でも27府県で産業廃棄物を対象とした新税の条例が制定されています（19年12月現在）。

表2-1 最近の環境関連法制度等の動き

年月	事項	意義・概要等
5. 11	環境基本法 制定 (完全施行 6年8月)	国全体の環境施策の基本的方向を示す。従来の公害対策、自然環境保護等の枠を越え、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備。
7. 6	容器包装リサイクル法 制定 (完全施行 12年4月)	廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、容器包装ごみについて消費者・市町村・事業者の役割分担を規定。容器包装廃棄物の消費者・市町村による分別収集、事業者による再商品化等を品目別に義務付け。
9. 4	新エネルギー法制定 (施行 9年6月)	新エネルギー利用等を定義するとともに、経済産業大臣による基本方針の策定など、新エネルギー利用等を円滑に進めていくための事項を規定。
6	環境影響評価法 制定 (施行 11年6月)	これまでの閣議決定（59年）に基づく運用から法制度として整備された。国の開発行為に対し環境アセスメントが法制度として行われることとなった。

年月	事項	意義・概要等
10. 6	<p>廃棄物処理法 改正 (完全施行 10年12月)</p> <p>家電リサイクル法 制定 (完全施行 13年4月)</p> <p>省エネルギー法 改正 (施行 11年4月)</p>	<p>廃棄物焼却施設の管理基準や規制の強化、管理・処理基準違反に対する罰則の強化、マニフェスト制度の導入などを追加。</p> <p>冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機の4家電品目に対しリサイクルを義務付ける法律。消費者は廃棄時にリサイクル費用を負担する。</p> <p>地球温暖化に係る二酸化炭素の発生源であるエネルギーの使用量抑制として、エネルギーの使用合理化の推進。 トップランナー方式の導入による自動車・電気機器等のエネルギー消費効率の更なる改善の推進。工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底。</p>
10	地球温暖化対策推進法 制定 (施行 11年4月)	温室効果ガスの排出抑制に向け、国の基本方針や地方自治体や事業者、国民の役割を明記。地方自治体や大規模事業者には排出抑制計画策定や実施状況の公表を求め、国民に対しては国・地方自治体が指定する地球温暖化防止活動推進センターの設置により、普及・啓発、情報提供等を行う。
11. 7	<p>ダイオキシン類対策特別措置法 制定 (完全施行 14年12月)</p> <p>P R T R法 制定 (完全施行 14年1月)</p> <p>中央省庁改革関連法 制定</p>	<p>国民の健康の保護を目的に、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染に係る措置等を定めた法律。 耐用1日摂取量や環境基準の設定、都道府県レベルでの総量規制基準の設定や常時監視・調査の実施、健康被害への検討などを規定。</p> <p>環境汚染につながる化学物質の排出量等の届出を企業に義務付け、国民に開示する法制度。第1種指定化学物質を扱う事業者が届出義務の対象。排出データは各所管省庁で管理され、企業秘密以外のデータが国民に開示される。</p> <p>中央省庁の再編等を規定、2001(13)年から「環境省」発足。</p>
12. 5	<p>建設リサイクル法 制定 (完全施行 14年5月)</p> <p>グリーン購入法 制定 (完全施行 13年4月)</p>	<p>建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付ける法制度。国は分別解体及び再資源化等の促進等の実施に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し実施に関する指針を策定</p> <p>国等の公的部門が率先して環境負荷低減製品等の調達を推進する法制度。併せて、環境負荷低減製品等に関する情報の提供等の措置を規定。</p>
6	<p>循環型社会形成推進基本法 制定 (完全施行 13年1月)</p> <p>廃棄物処理法 改正 (完全施行 13年4月)</p> <p>食品リサイクル法 制定 (完全施行 13年5月)</p> <p>資源有効利用促進法 改正 (施行 13年4月)</p>	<p>形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示した基本的な枠組み法。処理に係る優先順位を法定化し、循環型社会形成に向けての国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化。</p> <p>廃棄物の発生抑制と適正なりサイクルや処分の確保を目的に法改正。国は廃棄物の減量その他廃棄物の適正な処理に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し廃棄物処理計画を策定する。廃棄物処理施設の整備促進や不適正処理防止についても規定。</p> <p>食品の製造・販売事業者、レストランなどに食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務付ける法制度。国は食品廃棄物の再生利用等を推進するための基本方針を作成し、食品関連事業者は基準に従い再生利用等を実施する。</p> <p>名称を「再生資源の利用の促進に関する法律」から改正。製品の省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制、部品等の再使用や事業者による回収・リサイクルを義務付ける法改正。</p>
13. 6	<p>フロン回収破壊法 制定 (完全施行 14年10月)</p> <p>自動車NOx・PM法 改正 (施行 14年10月)</p> <p>P C B特別措置法 制定 (施行 13年7月)</p>	<p>オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付け。</p> <p>名称を「自動車NOx法」から改正。特定地域における自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物の更なる削減と、新たにディーゼル車から排出される粒子状物質の削減を目的に改正。特定地域の追加(京都府は特定地域に含まれない)。</p> <p>P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、P C B廃棄物を所有する事業者等に、保管状況等の届出や法施行後15年以内の適正処分等を義務付け。</p>
14. 5	<p>土壌汚染対策法 制定 (施行 15年2月)</p> <p>地球温暖化対策推進法 改正</p> <p>新エネルギー等利用法 (RPS法) 制定 (施行 15年4月)</p>	<p>土壌汚染による健康被害を防止するため、汚染原因者等に対し、汚染の除去等の措置命令、汚染の除去等の措置に要した費用の請求等。</p> <p>京都議定書の締結に伴い、同議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出の抑制等の施策等を明文化。</p> <p>エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置を講じる法律。電気事業者に対して、一定割合の新エネルギー等電気の利用を義務付け。</p>

年月	事項	意義・概要等
14. 7	自動車リサイクル法 制定 (完全施行 17年 1月)	使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者、引取業者、解体業者、破砕業者及び所有者等に、適切な役割分担を義務付け。
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正 (施行 15年 4月)	名称を「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」から改正。条文をひらがな書き・口語体に改め、条文構成・手続規定を現代的に整理。狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し。水辺域における指定猟法禁止区域制度導入による鉛製散弾の使用の制限。
12	自然再生推進法 制定 (施行 15年 1月)	過去に損なわれた自然環境を取り戻すために行う自然再生事業をNPOをはじめとする地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業と位置付け、その基本理念と具体的手順等を定めた。
	省エネルギー法 改正 (施行 15年 4月)	エネルギー需要の増加傾向が著しい民生業務部門等の対策強化の一環として、大規模オフィスビル等について、エネルギー需要実態を踏まえつつ、大規模工場に準じるエネルギー管理の仕組みを導入。
15. 7	環境保全活動・環境教育推進法 制定 (完全施行 16年10月)	環境問題を解決し、持続可能な社会を創っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、環境教育を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に法律を制定。
16. 4	廃棄物処理法 改正 (完全施行 17年 4月)	廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者の届出義務、廃棄物の処理施設における事故時の措置、指定有害廃棄物の処理基準等を規定。
6	環境配慮促進法 制定 (施行 17年 4月)	国等が環境報告書を作成・公表することにより、その事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを目的に制定。
6	外来生物法 制定 (施行 17年 6月)	特定外来生物の飼養、輸入等において必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的に制定。
17. 5	廃棄物処理法 改正 (完全施行 18年 4月)	欠格要件の厳格化、廃棄物管理票制度の強化、罰則の強化、一般廃棄物処理施設の整備に対する補助金廃止等を規定。
6	地球温暖化対策推進法 改正	大規模事業者（事業所）への温室効果ガス排出量の報告制度などの導入を規定。管理指定工場の基準を改正。
8	省エネルギー法 改正 (施行 18年 4月)	
18. 2	石綿健康被害救済法 制定 (施行 18年 3月)	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。
5	地球温暖化対策推進法 改正	京都メカニズムによる削減量（クレジット）の取得、保有及び移転の記録を行うための割当量口座簿の整備、クレジット取引の安全の確保等を定める。
6	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正 (施行予定 19年 4月)	狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、鳥獣の保護施策の一層の推進を図る。
	容器包装リサイクル法 改正 (施行 19年 4月等)	事業者に対する容器包装廃棄物の排出抑制の促進のための措置の導入及び質の高い分別収集により再商品化の合理化に寄与した市町村に資金を捻出する仕組みの創設等。
	フロン回収破壊法 改正 (施行予定 19年10月)	業務用冷凍空調機器廃棄時の回収行程を管理する制度の導入及び機器整備時の回収義務の明確化等。
7	廃棄物処理法 改正 (施行 18年10月)	石綿含有一般廃棄物等の適正処理の確保。
19. 6	食品リサイクル法 改正 (施行 19年12月)	食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品関連事業者に対する指導の強化、食品関連事業者が行う再生利用等の取組の円滑化等。

(注) 法令名は通称を用いている。正式名称は以下のとおり。

容器包装リサイクル法＝「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

新エネルギー法＝「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」

家電リサイクル法＝「特定家庭用機器再商品化法」

省エネルギー法＝「エネルギーの使用の合理化に関する法律」

地球温暖化対策推進法＝「地球温暖化対策の推進に関する法律」

PRTR法＝「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

建設リサイクル法＝「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

グリーン購入法＝「国等による環境物品等の調達に関する法律」

廃棄物処理法＝「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

食品リサイクル法＝「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

フロン回収破壊法＝「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

自動車NOx・PM法＝「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

PCB処理法＝「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

新エネルギー等利用法＝「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」

自動車リサイクル法＝「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

環境保全活動・環境教育推進法＝「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」

環境配慮促進法＝「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」

外来生物法＝「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

石綿健康被害救済法＝「石綿による健康被害の救済に関する法律」

第2章 市町村の動き

近年、府民の環境に対する意識が高まる中で、行政のよりきめ細かな対応が求められており、住民と行政の一番身近な接点として、市町村の果たす役割は大きなものがあります。

各市町村においては、日常生活等に伴って生じる一般廃棄物の処理やリサイクル、身近な環境保全、住民の環境保全意識の高揚を図るための普及啓発など各種の施策を展開しています。

また、現在、法律及び条例により、騒音・振動・悪臭に係る事務は、規制地域の指定、規制基準の設定等を除く具体的な事務は市町村の業務となっているほか、地域住民の快適な生活環境を保全・創造するため、不法投棄等の未然防止・早期対応等への様々な取組など、各種施策を展開しています。

最近では、市町村自らが、環境保全に取り組む姿勢を示すため、事業者には先駆けて **ISO14001*** などの環境認証を取得する事例や、エコ・オフィス計画を定め庁内の環境保全活動を推進する事例、**リサイクルプラザ（リサイクルセンター）***や研修ステーションを設置し、資源ごみの回収や環境学習に取り組む事例、身近な自然についての啓発資料を作成して環境教育に活用する事例、学校・幼稚園等において節電や節水などの積極的な取組を推進する事例などもみられます。その他、**低公害車***の導入、太陽光発電システムや家庭用生ごみ処理機購入に対する助成、住民・事業者・行政の協働による環境保全活動の推進組織づくり等を多くの市町村が行っています。

さらに、自然環境保全から地球環境保全まで幅広い取組を展開し、より総合的な環境行政を推進する観点から、環境基本計画を策定したり、地球温暖化対策に係る実行計画を策定する市町村が増加しています。

府では、緑と文化の基金を活用した「京都府**生物多様性***保全推進事業」や「地域の自然と文化に学ぶみどりの体験活動支援事業」による地域の自主的な取組の支援や、「循環型地域モデル創造事業費補助金」を通じた循環型社会の形成に向けて、地域住民の協力を得ながら行う市町村等の先駆的事业等に対する支援を行っています。

表2-2 府内市町村の環境保全への先駆的取組事例（20年2月末現在）

取組事例	取組概要
「京のアジェンダ21」の推進（京都市）	9年10月に環境と共生する持続型社会への行動計画「京（みやこ）のアジェンダ21」を市民、事業者、行政とのパートナーシップにより策定。10年11月に計画を具体化する推進組織の「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」を設置し、ワーキンググループ等により具体的取組を進めている。13年度からは、中小企業でも取り組みやすい京都版環境管理認証制度「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の審査・認証を実施し、17年度末までに584件を認証した。
バイオ・ディーゼル燃料化事業の取組（京都市）	従来、廃棄物となっていた家庭等から排出される廃食用油を住民との協働により回収してバイオ・ディーゼル燃料として再生し、すべてのごみ収集車（約220台）や一部の市バス（約95台）の燃料として利用している。16年5月には製造能力5,000リットル/日の廃食用油燃料化施設が完成し、年間150万リットル以上のバイオ・ディーゼル燃料を製造している。
バイオガス化技術実証研究の実施（京都市）	11年度から、バイオマスエネルギー活用の一環として、ごみとして排出される厨芥類等をメタン発酵させてバイオガスを取り出し、これを燃料として電力と熱エネルギーに変換する実証研究を民間企業等と取り組んできた。 11～14年度は市内ホテル等から排出される厨芥類等を対象とした実証研究、15～16年度は京都中央卸売市場において実験的に使用している生分解性プラスチック製の魚箱と、同市場から排出される野菜くずを対象とした実証研究を行い、いずれにおいても良好な実証結果を得ている。17年度には、異物が含まれる可能性の高い家庭ごみから選別回収された生ごみ等と、廃食用油燃料化施設において採集される廃グリセリンを対象とし、バイオガスを取り出して水素ガスに変換し、最終的に燃料電池での発電を目指した実証研究を実施している。
バイオディーゼル燃料（以下「BDF」）による廃棄物運搬車の運行等（舞鶴市）	温室効果ガスの排出抑制を目的に、BDFを使って市の廃棄物運搬車2台を運行させており、BDFを使用している旨のステッカーを貼る等して温暖化対策の啓発に努めている。
緑のリサイクル事業	従来廃棄物として処理していた舞鶴自然文化園の剪定枝の有効活用を目的に、剪定枝をチップ化し、堆肥化して使用している。
マイバッグキャンペーンの実施	家庭ごみとして捨てられるレジ袋の削減を目的に、販売店の協力のもと普及啓発ポスターを掲示するなどマイバッグ持参を呼びかけている。
太陽光発電設備、井水・雨水利用設備の設置（京都市）	環境負荷の少ない循環型のまちづくりを推進するとともに、将来を担う子どもたちはもとより地域住民の環境への関心を高めるため、京都市立学校・幼稚園等において、太陽光発電設備、井水・雨水利用設備の設置推進・拡大の取組が進められている。18年10月現在で、太陽光発電装置を59カ所、井水利用設備を52カ所、雨水利用設備を215カ所に設置。

取組事例	取組概要
環境マネジメントシステムの取組 (京都市等)	11年2月に園部町(現南丹市)が府内自治体で初めてISO14001の認証を取得。京都市では12年から5事業所が認証を取得した後、17年9月には京都市役所オフィス系関連庁舎として17局等及び全ての区役所・支所を範囲に加えるとともに、事業系部門として、全ての水環境保全センター及び東部・東北部クリーンセンターも取得した。また、亀岡市が12年7月、城南衛生管理組合が13年7月、向日市浄水場が13年11月、宇治市と長岡京市が14年2月に、綾部市が14年4月にそれぞれ認証を取得(綾部市は17年4月から独自システムへ移行)。城陽市では京都精華大学との協働により15年3月に認証を取得。一方、八幡市では15年4月に環境自治体スタンダード(LAS-E)をベースにした独自の環境マネジメントシステムを構築、宇治田原町では「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得に向けた取組を行い、18年2月府内の自治体として初めて認証を取得し、その後20年2月には「同ステップ2」の認証を取得した。久御山町では「同ステップ2」の認証取得に向けて18年7月にキックオフ宣言を行い、19年3月認証を取得した。
ISO及びKES認証取得助成の実施 (宇治市等)	宇治市及び城陽市では市内中小企業者のISO認証取得を促進するため、認証取得に要した経費の3分の1(城陽市では100万円の上限あり)を助成。久御山町では同じく町内中小企業者がISOやKESを認証・取得した場合、要した費用の2分の1(上限あり)を助成。
天然ガスステーションの整備 (福知山市)	18年4月、北近畿で初めての天然ガススタンド「福知山西エコ・ステーション」をオープンした。これにより福知山市を中心として広範な地域での天然ガス自動車の運行や、京阪神などからの天然ガス自動車の乗り入れが容易になった。
農業集落排水処理施設デスポーザーの設置 (福知山市)	農業集落排水処理施設に接続して、下水を処理している世帯にデスポーザーを設置し、生ゴミを粉砕処理することにより生ゴミの減容化を図っている。粉砕した生ゴミは、農業集落排水施設に併設されている汚泥コンポストシステムにより肥料化され、農地に還元することで有機資源の地域内循環を実現している。デスポーザー設置数は、20年1月末現在で561台。
ゴミ減量推進協力店制度の実施 (向日市)	包装の簡素化、再生利用品の販売促進、分別による再資源物の回収の強化等を行っている小売店を「ゴミ減量推進協力店」として認定し、住民に対して啓発を進めていく制度を実施。20年1月末現在32店を認定。
西山森林整備事業(長岡京市)	手入れが行き届かず荒廃の続く西山が、本来の森林の機能を果たせるように、森林所有者、地域住民、環境団体、企業、大学、行政等によって17年6月に「西山森林整備推進協議会」を発足し、18年1月に西山の豊かな森林環境の保全や育成を目指す「西山森林整備構想」を策定した。これまでに、構想(対象:約800ヘクタール)に基づく、林道や遊歩道を含めた森林整備を行い、整備された森林は二酸化炭素の吸収源としての役割を果たしている。また、森林ボランティア行事、ボランティア養成講座やシンポジウム等、普及・啓発活動も行っている。
地球環境子ども村推進事業の実施 (亀岡市)	子どもたちが様々な体験を通じて環境について学ぶことにより自発的な環境活動を推進するため「地球環境子ども村」を開設し、14年度から事業を実施している。自然環境に関する先駆的・先導的の活動が評価され、16年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞した。
廃食油回収・マイバッグ持参運動等による温暖化防止啓発活動 (綾部市)	環境市民会議が、地域と協働で回収している廃食油を精製業者がBDFに精製。氏において開催した「コスモス祭」のイベントでトラクターの燃料に使用及びオリジナルバッグづくり教室やマイバスケットの回転等未阿バッグの普及啓発をするなど、環境市民会議と協働で温暖化対策の啓発に努めている。
エコドライブ推進事業 (京丹後市)	燃費に悪影響を与える運転を感知して、音声と表示でドライバーに注意を促す車載機を市民や事業者に貸し出すとともに、市公用車に取り付け、市民及び市職員のエコドライブ技術の習得及び環境意識の向上を図っている。
小型風力発電機の普及促進 (京丹後市)	家庭や事業所などでの電力消費によるCO2排出量の削減及び市民の環境意識の向上を図ることを目的に、小型の風力発電機の設置に対する補助制度を創設、普及を促している。
バイオマスタウン構想の推進 (京丹後市)	地域に存在するバイオマスを資源として利活用することにより、循環型社会への移行を促進するとともに、地球温暖化の抑止を図るため、市民、事業者、農林漁業者、NPO、行政等が協働でバイオマスタウンの形成に向けた取り組みを行う。
地域資源を活かした環境意識の啓発 (京丹後市)	北近畿最大級の「内山ブナ林」、鳴き砂で有名な「琴引浜」などの地域の自然環境資源の中で行われる観察会やコンサートを開催、支援することにより、市民や旅行者に対し、環境保全の大切さを訴え、環境意識の啓発を図っている。
新エネルギーの導入 (南丹市)	家畜の糞尿と有機性廃棄物により消化ガスを発生させて発電を行う家畜糞尿等利用設備「八木バイオエコロジーセンター」を整備し、稼働している。また、太陽光発電システムを小・中学校、防災センターに設置し、緊急時にも対応できるよう災害に備え、蓄電設備の整備を行っている。
アダプト・プログラムの実施 (木津川市)	17年度から、住民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラムとして「アダプト・プログラム」を試行。アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、一定区画の公共スペース(道路、河川等)を養子に見たて、住民が里親となって養子の美化(清掃)を行っている。市は住民に対して清掃用具の提供や傷害保険加入等の支援を行っている。

表2-3 府内市町村における環境基本計画等の策定状況（20年2月末現在）

市 町 村	環 境 関 連 計 画	策定年月
京 都 市	京（みやこ）のアジェンダ21	9年10月
	美化推進等総合計画	10年2月
	京都市緑の基本計画	11年2月
	京都市ダイオキシン類対策推進計画	11年7月
	京都市地域新エネルギービジョン	12年3月
	京都市自動車公害防止計画	13年3月
	京都市建設リサイクル推進プラン'02	15年3月
	京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21	15年12月
	新京都市産業廃棄物処理指導計画	16年3月
	京都市役所CO2削減アクションプラン	18年3月
京（みやこ）の環境共生推進計画	18年8月	
京都市地球温暖化対策計画	18年8月	
福 知 山 市	福知山市生活排水処理基本計画	10年1月
	福知山市緑の基本計画	11年3月
	福知山市役所エコオフィス計画	11年5月
	福知山市地域省エネルギービジョン	15年2月
	福知山市環境基本計画	16年3月
	福知山市農村環境計画	17年3月
福知山市一般廃棄物処理基本計画	18年3月	
舞 鶴 市	舞鶴市環境基本計画	12年3月
	舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画	16年6月
	舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	17年3月
	舞鶴市生活排水処理基本計画	17年3月
綾 部 市	綾部市ごみ処理基本計画	8年3月
	新綾部市水洗化総合計画	14年3月
	綾部市地域新エネルギービジョン	15年3月
	綾部市環境基本計画（見直し）	16年3月
綾部市地域循環型社会形成推進地域計画	18年2月	
宇 治 市	宇治市ごみ処理基本計画	7年6月
	宇治市環境保全計画	12年3月
	宇治市地球温暖化対策実行計画	13年2月
	宇治すみどりの基本計画	13年3月
	宇治市分別収集計画	19年6月
	宇治市都市景観形成基本計画	15年3月
	宇治市生活排水処理基本計画	16年3月
宮 津 市	宮津市生活排水処理基本計画	8年3月
	宮津市廃棄物減量化再生利用推進計画	10年3月
	宮津市一般廃棄物処理基本計画	11年3月
	宮津市地球温暖化防止計画	12年6月
	宮津市地域省エネルギービジョン	13年3月
	宮津市役所地球温暖化対策実行計画	16年3月
	宮津市地域新エネルギービジョン	20年2月
亀 岡 市	地球環境子ども村計画	13年3月
	亀岡市緑の基本計画	14年12月
	亀岡市環境基本計画	14年3月
	亀岡市地域新エネルギービジョン	16年3月
	亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン	17年1月
	第3次亀岡市生活排水処理基本計画	17年7月
	亀岡市ごみ処理基本計画	18年3月
亀岡市地球温暖化対策実行計画	18年7月	
城 陽 市	城陽市ごみ処理基本計画	7年3月
	城陽市緑の基本計画	12年3月
	城陽市生活排水処理基本計画	14年1月
	城陽市環境基本計画	15年3月
	城陽市エコプラン	15年3月
向 日 市	向日市環境基本計画	14年3月
	向日市緑の基本計画	19年3月
	向日市一般廃棄物処理基本計画	19年3月
長 岡 京 市	長岡京市環境基本計画	13年3月
	長岡京市緑の基本計画	16年3月
	長岡京市地球温暖化防止実行計画	19年3月
	長岡京市一般廃棄物処理基本計画	19年3月

市 町 村	環 境 関 連 計 画	策定年月
八 幡 市	八幡市ごみ処理基本計画	7年3月
	八幡市みどりの基本計画	10年度
	八幡市生活排水処理基本計画	11年3月
	八幡市エコオフィス計画～地球温暖化対策アクションプラン～	13年4月
	八幡市環境基本計画	13年10月
	八幡市地域省エネルギービジョン	17年2月
京 田 辺 市	京田辺市生活排水処理基本計画	11年3月
	京田辺市ごみ処理基本計画	18年10月
	京田辺市地球温暖化対策実行計画	14年3月
	京田辺市環境基本計画	17年3月
京 丹 後 市	京丹後市地球温暖化対策実行計画	18年2月
	京丹後市生活排水処理基本計画	19年3月
	京丹後市一般廃棄物処理基本計画	19年3月
	京丹後市農村環境計画	19年3月
	京丹後市バイオマスタウン構想	19年11月
南 丹 市	南丹市生活排水処理基本計画	19年6月
木 津 川 市	未策定	
大 山 崎 町	大山崎町地球温暖化対策実行計画	19年3月
	大山崎町一般廃棄物処理基本計画	19年3月
久 御 山 町	久御山町生活排水処理基本計画	19年6月
	久御山町ごみ処理基本計画	7年3月
	久御山町地球温暖化対策実行計画	14年3月
井 手 町	井手町ごみ処理基本計画	11年3月
	生活排水処理基本計画	14年11月
宇 治 田 原 町	宇治田原町生活排水処理基本計画	3年度
	宇治田原町ごみ処理基本計画	7年3月
	宇治田原町環境保全計画	16年3月
	宇治田原町地球温暖化防止実行計画	19年4月
笠 置 町	笠置町生活排水処理基本計画	6年3月
和 束 町	和束町生活排水処理基本計画	14年10月
精 華 町	精華町生活排水処理基本計画	14年12月
	精華町一般廃棄物処理基本計画	15年3月
南 山 城 村	南山城村生活排水処理基本計画	17年3月
京 丹 波 町	京丹波町生活排水処理基本計画	17年12月
伊 根 町	伊根町ごみ処理基本計画	9年3月
	伊根町生活排水処理基本計画	15年3月
与 謝 野 町	与謝野町景観形成基本計画	18年3月
	与謝野町ごみ処理基本計画	19年3月
	与謝野町生活排水処理基本計画	19年3月